

【表紙】

【発行登録追補書類番号】

29-外1-2

【提出書類】

発行登録追補書類

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

平成30年5月24日

【会社名】

ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー
(Lloyds Banking Group plc)

【代表者の役職氏名】

グループ・キャピタル・マネジメント・アンド・イシューアン
ス・ディレクター
リチャード・シュリンプトン
(Richard Shrimpton, Group Capital Management and
Issuance Director)

【本店の所在の場所】

連合王国EH1 1YZエディンバラ市ザ・マウンド
(The Mound, Edinburgh EH1 1YZ, UK)

【代理人の氏名又は名称】

弁護士 神 田 英 一

【代理人の住所又は所在地】

東京都千代田区丸の内1丁目1番1号パレスビル3階
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】

03-6632-6600

【事務連絡者氏名】

弁護士 芦 澤 千 尋
弁護士 湯 浅 拓 也
弁護士 星 長 夕 貴

【連絡場所】

東京都千代田区丸の内1丁目1番1号パレスビル3階
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】

03-6632-6600

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】

社債

【今回の募集金額】

ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー
第6回円貨社債(2018) 1,319億円

ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー
第7回円貨社債(2018) 313億円

ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー
第8回円貨社債(2018) 58億円

【発行登録書の内容】

提出日	平成29年11月29日
効力発生日	平成29年12月7日
有効期限	平成31年12月6日
発行登録番号	29-外1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 7,500億円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額	減額による 訂正年月日	減額金額
29-外1-1	平成29年12月7日	455億円	該当事項なし	
実績合計額		455億円	減額総額	該当事項なし

【残額】(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 7,045億円

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項 なし	償還総額	該当事項 なし	減額総額	該当事項なし

【残高】(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) 該当事項なし

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部【証券情報】

<円貨社債に関する情報>

第1【募集要項】

本「第1 募集要項」には、ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー（以下「発行会社」という。）が発行する、異なる種類の社債についての記載がなされている。一定の記載事項について、ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー第6回円貨社債（2018）（以下「第6回円貨社債」という。）、ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー第7回円貨社債（2018）（以下「第7回円貨社債」という。）およびロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー第8回円貨社債（2018）（以下「第8回円貨社債」という。）ごとに異なる取扱いがなされる場合、またはそれぞれの社債ごとに別々に記載した方が分かりやすいと思われる場合にはそれぞれの社債ごとに記載内容を分けて記載している。その場合、<第6回円貨社債>、<第7回円貨社債>および<第8回円貨社債>の見出しの下に記載された「本社債」、「本社債権者」および「共同主幹事会社」という用語は、それぞれ第6回円貨社債、第7回円貨社債および第8回円貨社債に係る用語を指し、いずれかの種類の社債に関する記述において他の箇所の記載内容に言及する場合は、当該種類の社債に関する関連見出しの下に記載される内容を指す。それぞれの社債の記載内容に差異がない場合または一定事項を除き差異がない場合は、それぞれの社債に関する記載内容は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、これらの社債、それぞれの社債の社債権者およびそれぞれの社債の要項は単に、それぞれ「本社債」、「本社債権者」および「社債の要項」と総称する。ただし、かかる表示は、それぞれの社債が同一種類の社債を構成することを意味するものではないことに留意されたい。社債の債権者は、かかる債権者が保有するそれぞれの社債に従った当該社債に基づく権利を有する。

1【社債（短期社債を除く。）の募集】

<第6回円貨社債>

銘 柄	ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー第6回円貨社債（2018）(注1)(注2)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	1,319億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	1,319億円
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利 率（%）	年0.650%
利払日	毎年5月30日および 11月30日	償還期限	2023年5月30日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な し
申込期間	2018年5月24日	払込期日	2018年5月31日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

（中略）

<第7回円貨社債>

銘 柄	ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー第7回円貨社債（2018）(注1)(注2)

記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	313億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	313億円
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利 率(%)	年0.968%
利払日	毎年5月30日および 11月30日	償還期限	2028年5月30日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な し
申込期間	2018年5月24日	払込期日	2018年5月31日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

(中略)

< 第8回円貨社債 >

銘 柄	ロイズ・バンキング・グループ・ピーエルシー第8回円貨社債(2018)(注1)(注2)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	58億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	58億円
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利 率(%)	年1.182%
利払日	毎年5月30日および 11月30日	償還期限	2033年5月30日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	な し
申込期間	2018年5月24日	払込期日	2018年5月31日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

(中略)

引 受 人

< 第6回円貨社債 >

元引受契約を締結した金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会 社 名	住 所		

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 5番2号	共同主幹事会社が 連帯して本社債の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。	本社債の発行総額 は、発行会社と共 同主幹事会社との 間で2018年5月24 日に調印された元 引受契約に従い共 同主幹事会社によ り連帯して買取引 受けされ、一般に 募集される。共同 主幹事会社に対し て支払われる本社 債の幹事、引受け および販売に係る 手数料の合計は、 本社債の総額の 0.225%に相当する 金額である。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 大手町ファーストスクエア		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号		
SMB C日興証券株式会社 (以下「共同主幹事会社」と総称する。)	東京都千代田区丸の内三丁目 3番1号		
合 計		131,900	

< 第7回円貨社債 >

元引受契約を締結した金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会 社 名	住 所		
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 5番2号	共同主幹事会社が 連帯して本社債の 発行総額を引受け るので、個々の共 同主幹事会社の引 受金額はない。	本社債の発行総額 は、発行会社と共 同主幹事会社との 間で2018年5月24 日に調印された元 引受契約に従い共 同主幹事会社によ り連帯して買取引 受けされ、一般に 募集される。共同 主幹事会社に対し て支払われる本社 債の幹事、引受け および販売に係る 手数料の合計は、 本社債の総額の 0.300%に相当する 金額である。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 大手町ファーストスクエア		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号		
SMB C日興証券株式会社 (以下「共同主幹事会社」と総称する。)	東京都千代田区丸の内三丁目 3番1号		
合 計		31,300	

< 第 8 回円貨社債 >

元引受契約を締結した金融商品取引業者		引受金額 (百万円)	元引受の条件
会社名	住所		
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 5番2号	共同主幹事会社が連帯して本社債の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。	本社債の発行総額は、発行会社と共同主幹事会社との間で2018年5月24日に調印された元引受契約に従い共同主幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。共同主幹事会社に対して支払われる本社債の幹事、引受けおよび販売に係る手数料の合計は、本社債の総額の0.350%に相当する金額である。
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 大手町ファーストスクエア		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 9番1号		
S M B C 日興証券株式会社 (以下「共同主幹事会社」と総称する。)	東京都千代田区丸の内三丁目 3番1号		
合 計		5,800	

財務代理人とその職務

(中略)

本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人兼支払代理人(以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。)は、株式会社三井住友銀行とする。財務代理人は、社債の要項、発行会社と財務代理人との間の2018年5月24日付の財務代理契約証書(以下「財務代理契約」という。)ならびに振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。財務代理契約(社債の要項を含む。)の写しは、財務代理人の本店に備置かれ、財務代理人の通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

(中略)

利息支払の方法

< 第 6 回円貨社債 >

本社債の利息は2018年6月1日(その日を含む。)から下記「償還の方法 - (1)」に定義される満期日(その日を含む。)までこれを付し、2018年11月30日を初回とし、毎年5月30日および11月30日の2回、各々その日(その日を含む。)までの6か月分を日本円で後払いする。ただし、初回の利息は、2018年6月1日(その日を含む。)から2018年11月30日(その日を含む。)までの期間について2018年11月30日に支払う。各本社債権者に支払われる利息の総額は、振替機関業務規程等に従って計算される。6か月以外の期間についての利息は、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。

(中略)

<第7回円貨社債>

本社債の利息は2018年6月1日(その日を含む。)から下記「償還の方法 - (1)」に定義される満期日(その日を含む。)までこれを付し、2018年11月30日を初回とし、毎年5月30日および11月30日の2回、各々その日(その日を含む。)までの6か月分を日本円で後払いする。ただし、初回の利息は、2018年6月1日(その日を含む。)から2018年11月30日(その日を含む。)までの期間について2018年11月30日に支払う。各本社債権者に支払われる利息の総額は、振替機関業務規程等に従って計算される。6か月以外の期間についての利息は、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。

(中略)

<第8回円貨社債>

本社債の利息は2018年6月1日(その日を含む。)から下記「償還の方法 - (1)」に定義される満期日(その日を含む。)までこれを付し、2018年11月30日を初回とし、毎年5月30日および11月30日の2回、各々その日(その日を含む。)までの6か月分を日本円で後払いする。ただし、初回の利息は、2018年6月1日(その日を含む。)から2018年11月30日(その日を含む。)までの期間について2018年11月30日に支払う。各本社債権者に支払われる利息の総額は、振替機関業務規程等に従って計算される。6か月以外の期間についての利息は、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。

(中略)

償還の方法

<第6回円貨社債>

(1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法 - (2)」、「償還の方法 - (3)」または「償還の方法 - (4)」に従って、それまでに償還されもしくは買入消却されていない限り、2023年5月30日(以下「満期日」という。)に本社債の金額の100%で償還される。

(中略)

<第7回円貨社債>

(1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法 - (2)」、「償還の方法 - (3)」または「償還の方法 - (4)」に従って、それまでに償還されもしくは買入消却されていない限り、2028年5月30日(以下「満期日」という。)に本社債の金額の100%で償還される。

(中略)

<第8回円貨社債>

(1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法 - (2)」、「償還の方法 - (3)」または「償還の方法 - (4)」に従って、それまでに償還されもしくは買入消却されていない限り、2033年5月30日(以下「満期日」という。)に本社債の金額の100%で償還される。

(中略)

摘要

1 信用格付

(a) 信用格付業者から付与された信用格付

本社債について、発行会社は、2018年5月24日付で、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者(以下「信用格付業者」という。)である株式会社格付投資情報センター(登録番号:金融庁長官(格付)第6号)(以下「R&I」という。)からA-の格付を取得している。

(後略)

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
1,690億円(注)	4億1,097万5,000円(注)	1,685億8,902万5,000円(注)

(注) 第6回円貨社債、第7回円貨社債および第8回円貨社債の合計金額である。

(後略)

第2【売出要項】

該当事項なし。

募集又は売出しに関する特別記載事項

(後略)

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4【その他の記載事項】

「発行登録追補書類に記載の事項」と題する書類の表紙に発行会社の名称、本社債の名称および以下の記述を記載する。

「本書および本社債に関する2018年5月付発行登録目論見書をもって本社債の発行登録追補目論見書としますので、両方の内容を合わせてご覧下さい。ただし、本書では平成30年5月24日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては、一部を省略しております。」

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

該当事項なし。

2【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項なし。

3【臨時報告書】

該当事項なし。

4【外国会社報告書及びその補足書類】

事業年度平成29年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）
平成30年5月1日関東財務局長に提出

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7【訂正報告書】

該当事項なし。

第2【参照書類の補完情報】

1 事業等のリスクについて

上記に掲げた参照書類としての外国会社報告書及びその補足書類（以下「有価証券報告書」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、発行会社が平成30年4月25日に英国において公表したインタリム・マネジメント・ステートメント（平成30年5月21日付訂正発行登録書添付の「有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実」と題する書面に記載されている。）の記載を除き、有価証券報告書の提出日以後本発行登録追補書類提出日（平成30年5月24日）まで、重要な変更その他重要な事由は発生していない。

2 将来に関する事項について

有価証券報告書には将来に関する事項が記載されているが、発行会社が平成30年4月25日に英国において公表したインタリム・マネジメント・ステートメント（平成30年5月21日付訂正発行登録書添付の「有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実」と題する書面に記載されている。）の記載を除き、本発行登録追補書類提出日（平成30年5月24日）現在、当該事項に係る発行会社の意見、目標、予想及び評価に重要な変更はない。

- 3 提出者が公益又は投資家保護のため必要かつ適当なものと認める項目に記載すべき事項に相当する事項
の日本語による翻訳文

(後略)

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし。